

学校での消費者教育を応援します！

小・中学生向け消費者教育教材

小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のスズメ」を作成し、県内の小・中学校へ配付しました。

消費者教育の専門家として学校に派遣し、当該教材を活用した出前授業を無料で実施しておりますので、あわせてご利用ください。[愛知県 かしこい消費者のスズメ 検索]



消費者教育講師派遣のご案内

学校等における消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会等へ、弁護士、司法書士、消費生活相談員等の講師を無料で派遣しています。ぜひ、ご利用ください。[愛知県 消費者教育 講師 検索]



消費者教育・啓発用映像教材の貸出し

契約・クレジット・悪質商法・インターネットの安全な利用など、消費生活に関するDVD等の教材の貸出しを行っています。

貸出しは無料です。学校での授業や研修にぜひ、ご利用ください。[愛知県 消費者教育DVD 検索]



消費者教育オンライン講座の動画配信

高等学校等の授業や家庭学習用としてご利用いただくため、成年年齢引下げや契約などをテーマとした講座をYouTubeで配信しています。[愛知県 消費者教育 YouTube 検索]



お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課 ☎052-954-6603まで！

「消費者が意見を伝える」ときのポイント

購入した商品やサービスに不満があったとき、あなたなら自分の意見をどのように事業者に伝えますか？
自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、次の3つのポイントを参考にしてみてください。

Point 1 ひと呼吸、置こう！

怒りにまかせた発言は逆効果。ひと呼吸置いて冷静に。従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。



Point 2 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。



Point 3 事業者の説明も聞きましょう！

上手なコミュニケーションが解決への糸口。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。



消費生活相談窓口を利用しよう！

消費生活相談窓口では、商品やサービスに関する契約トラブルや、悪質商法による消費者被害、製品事故等についての相談を無料で受け付けています。トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずにお早めにご相談ください。

消費者ホットライン ☎188 (いやや!) 県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります。

愛知県の消費生活相談窓口

■愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999
インターネット(愛知県電子申請・届出システム)でも受け付けています。

相談内容などの
秘密は守られ
ます！



一人で相談するのが不安な場合は、ご家族や学校の先生などの身近な人と一緒に相談してくださいね。

消費生活相談員

消費生活情報

2024年11月
No.169

あい暮らしWEB

若者向け特集号

いま若者が狙われている！

～ 18歳から「大人」！ 真に自立した消費者になろう！ ～

契約書

CREDIT CARD

アカウントに問題が発生しました。至急ログインしてください。
http://...com

困ったときは早めに相談しましょう！ /

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

身近な消費生活相談窓口につながります。

・いま若者が狙われている! 1

・若者に多い消費者トラブル

事例1 美容医療のトラブル 2

事例2 賃貸住宅に関するトラブル 2

事例3 ネット通販の「お試し購入」 3

事例4 暗号資産のもうけ話 3

事例5 偽通販サイトのトラブル 4

事例6 偽SMS・メール 4

・契約について学ぼう! 5

・クーリング・オフによる契約解除方法 6

・お金について学ぼう! 6

・エシカル消費について学ぼう! 7

・学校での消費者教育を応援します! 8

・「消費者が意見を伝える」ときのポイント 8

・消費生活相談窓口のご案内 8

若者に多い消費者トラブル

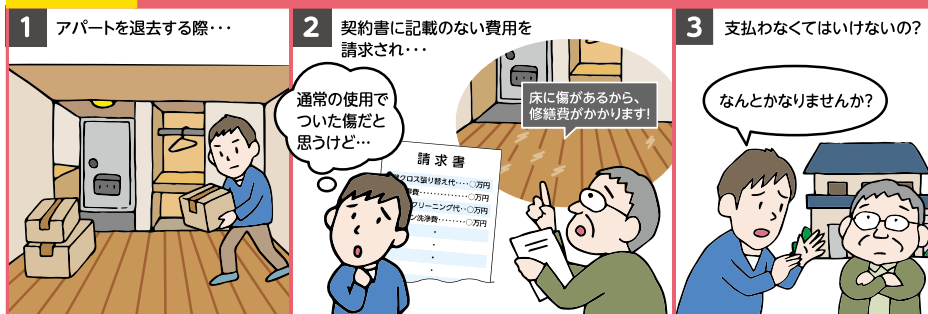
事例1 美容医療のトラブル ～後悔しないよう慎重に～



アドバイス

- ・今すぐ施術が必要だと不安をあおられたり、通常価格から値引きされた金額での契約をすすめられたりしても、**その場で契約・施術をしない**ようにしましょう。
- ・施術前に**リスク**や**副作用**の確認をしましょう。
- ・クレジットを組んでまで**必要な施術**なのかよく考えましょう。

事例2 賃貸住宅に関するトラブル ～住み始める時から備えておこう～



アドバイス

- ・契約する前に、**契約書類の記載内容をしっかりと確認**しましょう。
- ・入居する際には、賃貸住宅の現在の状況をよく確認し、写真や動画で記録に残しましょう。
- ・入居中にトラブルが起きた場合は、すぐに**貸主側に相談**しましょう。
- ・退去する際には、精算内容をよく確認し、納得できない場合は**貸主側に説明を求め**ましょう。

【参考】国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html



エシカル消費について学ぼう！



エシカル消費とは

エシカル(ethical)とは「倫理的な」という意味で、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」と言います。

消費者一人一人のエシカルな行動が世界の未来を変える“チカラ”を持っています。

日々の生活の中で「エシカル消費」を実践してみませんか。

愛知県では「私が変わる 未来を変える」を合言葉に、「エシカル消費」の普及促進に取り組んでいます。

エシカル消費の具体例



#わたしのエシカルあいち2024 SNS投稿キャンペーン

あなたの身の回りにあるエシカルなものを撮影して
Instagram / Xに指定のハッシュタグをつけて投稿しよう！

抽選で10名様に
「エシカルなアイテム」をプレゼント！

※商品は「あいちエシカルパーク」出展者提供の商品です。

STEP①

Instagram / Xのエシカル×あいち
公式SNSアカウントをフォロー。



STEP②

「エコ」「地産地消」「フェアトレード」の
いずれかに当てはまる写真に下記2つの
ハッシュタグをつけて投稿。



STEP③

当選された方には各種SNSの
ダイレクトメッセージで
お知らせします。



※2025年1月下旬ごろ予定